

# 財団法人 十日町地域地場産業振興センター

## 設立趣意書

オイルショックで端を発した国際経済は、欧米先進諸国をはじめとして、わが国経済にも深刻な影響を及ぼしており、当地域においても、過去、地域経済の担い手として大きな役割を果たしてきた唯一の地場産業である絹織物が、慢性的構造不況・和装需要の減退などにより不振を余儀なくされ、地域経済全般に大きな影響を与えております。

かかる情勢に対応し、国におかれては地域経済基盤の確立を図るため、経済環境の変化や需要構造の変化、技術革新に適応した活力のある地場中小企業の育成・強化と、地元資源の活用・伝統技術の開発による、地域特性のある地場産業を創造し、地域における雇用の機会を増大させ、魅力ある地域社会形成の中核となる地場産業の振興が必要であるとし、この体制整備の基本的方向が施策として打ち出されました。

新潟県においても、いち早く国の地場産業振興対策の導入を決め、積極的な取り組みがなされております。

これを踏まえ、第3セクターによる「財団法人十日町地域地場産業振興センター」を設立し、地域内の地場産業振興と、地域住民とのコミュニティ促進の総合的機能を備えた施設を建設することにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、魅力ある地域経済社会の形成に寄与しようとするものであります。

昭和56年 7月

# 財団法人 十日町地域地場産業振興センター

## 寄付行為

昭和56年 8月18日 設立許可

昭和58年 5月28日 変更認可

平成11年 9月16日 変更認可

平成17年 4月 1日 変更認可

### 第1章 総 則

#### ( 名 称 )

第 1 条 この法人は、財団法人 十日町地域地場産業振興センター(以下「振興センター」という。)という。

#### ( 事 務 所 )

第 2 条 振興センターの事務所は、新潟県十日町市宇都宮71番地26に置く。

#### ( 目 的 )

第 3 条 振興センターは、十日町地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増大に寄与することを目的とする。

#### ( 事 業 )

第 4 条 振興センターは、前条の目的を達成するため、地場産業に関する次の事業を行う。

- ( 1 ) 新製品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業
- ( 2 ) 試験及び検査、分析に関する事業
- ( 3 ) デザイン又はシステム開発に関する事業
- ( 4 ) 経営相談及び情報交換に関する事業
- ( 5 ) 調査及び情報処理、提供に関する事業
- ( 6 ) 教育、研修及び実習に関する事業
- ( 7 ) 消費者への地場産品普及のための、展示、販売、実演に関する事業
- ( 8 ) 施設の共同利用に関する事業
- ( 9 ) 前各号に準ずる事業又は附帯する事業
- ( 10 ) その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### ( 資産の構成 )

第 5 条 振興センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された財産
- ( 2 ) 設立後交付又は寄付を受けた財産
- ( 3 ) 資産から生ずる収入
- ( 4 ) 事業に伴う収入
- ( 5 ) 賛助会費
- ( 6 ) その他の収入

### ( 資産の種別 )

第 6 条 振興センターの資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものとし、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、振興センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ新潟県知事の承認を得てその一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
  - ( 2 ) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - ( 3 ) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外とする。

### ( 資産の管理 )

第 7 条 振興センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ又は信託会社に信託、若しくは国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

### ( 経費の支弁 )

第 8 条 振興センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

### ( 事業年度 )

第 9 条 振興センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

( 事業計画及び予算 )

第10条 振興センターの事業計画及び収支予算は、評議員会の意見を聴いて理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を経てこれを定める。当該事業計画及び収支予算の変更についても同様とする。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

( 事業報告、決算及び財産目録 )

第11条 振興センターの事業報告、決算及び財産目録は、評議員会の意見を聴いて理事長が作成し、年度終了後55日以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

( 長期借入金 )

第12条 振興センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を新潟県知事に届け出るとともに、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

( 剰余金の処分 )

第13条 振興センターの決算に、剰余金が生じた時は、積立金として積み立てるか、又基本財産に繰り入れるものとする。ただし、その一部又は全部を理事会の議決を経て翌年度へ繰り越すことができる。

( 義務の負担又は権利の放棄 )

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第3章 役員及び職員

( 役員の種別 )

第15条 振興センターに、次の役員を置く。

( 1 ) 理事長 1人

( 2 ) 副理事長 1人

( 3 ) 専務理事 1人

( 4 ) 理事( 理事長、副理事長、専務理事を含む。 ) 7人以上10人以内

( 5 ) 監事 2人

2 前項第1号から第4号までに掲げる役員をもって民法上の理事とし、第5号に掲げる役員をもって監事とする。

( 役員の選任 )

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等をいう。)又は所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

( 役員の職務 )

第17条 理事は、理事会を構成し振興センターの業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、振興センターを代表し業務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長の指揮を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を行う。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

( 役員の任期 )

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

( 役員の解任 )

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障その他により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

( 報酬等 )

第20条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用の弁償については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

( 事務局 )

第 2 1 条 振興センターの業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び必要な職員をもって構成する。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 その他事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 第 4 章 理 事 会

( 構 成 )

第 2 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権 能 )

第 2 3 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、振興センターの運営に関する重要事項を議決する。

( 理事会の招集等 )

第 2 4 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の 3 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったとき、理事長は 2 0 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

( 議 長 )

第 2 5 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

( 定足数 )

第 2 6 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

( 表決等 )

第 2 7 条 理事会の議事は、この寄付行為に別の定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前条の適用については、出席したものとみなす。

- 3 理事長は、緊急に必要な場合又は軽易な事項については、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

( 議事録 )

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及び結果
  - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

( 監事の出席 )

第29条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 評議員及び評議員会

( 評議員 )

第30条 振興センターに、評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 第18条、第19条並びに第20条第1項本文、第2項及び第3項(費用の弁償に係る部分に限る。)の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるものは、「評議員」と読み替えるものとする。

( 評議員会 )

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

- 5 第26条から第28条まで(第27条第3項を除く。)の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄付行為の変更及び解散

### ( 寄付行為の変更 )

- 第32条 この寄付行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ新潟県知事の許可を得なければ変更することができない。
- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

### ( 解 散 )

- 第33条 振興センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事3分の2以上の同意を得、かつ新潟県知事の承認があったときに解散する。
- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

### ( 残余財産の処分 )

- 第34条 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ新潟県知事の許可を得たうえ、振興センターと類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。
- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

## 第7章 雑 則

### ( 賛助会員 )

- 第35条 振興センターは、振興センターの事業の主旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員は、振興センターの資料、情報の提供を受け、施設を利用し、又は行事に参加することができる。
  - 3 賛助会員は、賛助会費を納付しなければならない。
  - 4 前各号のほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て理事長がこれを定める。

( 委 任 )

第 3 6 条 この寄付行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 振興センター設立当初の役員は、第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 8 年 5 月 3 1 日までとする。
- 2 振興センターの設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算書は、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 振興センターの設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 5 7 年 3 月 3 1 日までとする。

## 附 則

- 1 この寄付行為は、新潟県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄付行為施行の際、現に役員の職にある者は、変更後の第 1 6 条第 1 項の規定により選出されたものとみなす。

## 附 則

- 1 この寄付行為は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。